

時間外労働に関する協定届
休日労働

| | | | | | | |
|--------|---------------|---------|----------|----------------|------------|------------------|
| 労働保険番号 | 26 都道府県 | 1 所掌 | 03 管轄 | 012576 基幹番号 | 000 扶番号 | 0009 被一括事業場番号 |
| 法人番号 | 2130001032655 | | | | | |

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 (電話番号) | 協定の有効期間 【事業場外】 | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---------------------|---|-----------------------------------|-------------------|---------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------|---------------------|---------------------------|
| | | | 令和 7 年 3 月 11 日 ~ | 令和 8 年 3 月 10 日 | 年 月 日 ~ | 年 月 日 | | | | | |
| 派遣業 労働者派遣事業、請負 | 株式会社ティーム・テックス 瀬田営業所 | (〒520 - 2144) 滋賀県大津市大堂1丁目17-5 電話 077 (543) 7170 | 令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 | | | | | | | | |
| 時間外労働をさせる 必要のある具体的事由 | 業務の種類 【事業場外】 | 労働者数 (満18歳 以上の者) | 所定労働時間 (1日) (任意) | 延長することができる時間数 | | | | | | | |
| | | | | 1日 | | 1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで) | | 1年(③については360時間まで、 ④については320時間まで) (年単位) | | 起算日 令和 7 年 3 月 11 日 | |
| | | | | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) |
| ① 下記②に 該当しない労働者 | 自社及び請負先企業における納期遵守 | 人事・労務管理 | 1人 | 時間 分 時間 分 | 8 時間 分 | 時間 分 | 45時間 分 | 時間 分 | 360時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | 決算、給与計算、年末調整等 | 経理事務 | 3人 | 時間 分 時間 分 | 8 時間 分 | 時間 分 | 45時間 分 | 時間 分 | 360時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | 請負先企業の増産対応 | 従業員の送迎 | 8人 | 時間 分 時間 分 | 8 時間 分 | 時間 分 | 45時間 分 | 時間 分 | 360時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| ② 1年単位 の変形労働時間 制により労働 する労働者 | | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 【事業場外】 | 労働者数 (満18歳 以上の者) | 所定休日 (任意) | | 労働させることができる 法定休日の日数 | | 労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻 | | | | |
| 給与締日と支給日の切迫による給与計算 | 経理事務 | 3人 | | | 1か月 | | 0 時 24 時 0 分 ~ 0 分 | | | | |
| 請負先繁忙による人事労務管理、送迎 | 労務管理、送迎 | 7人 | | | 1か月 | | 0 時 24 時 0 分 ~ 0 分 | | | | |
| | | | | | 4回 | | | | | | |
| | | | | | 4回 | | | | | | |

受付
令和 7 年 2 月 13 日
大津労働基準監督署
(チェックボックスにチェック)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過してはならない。

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 [事業場外] | 労働者数 (満18歳以上の者) | 1日 (任意) | | 1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。) | | | 1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。) | | | |
|---|---|--------------------|------------------------------------|---------------------------|--|-----------------------------|-----------------------|--|--------------------------------|--|--------------------|
| | | | 延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。) | 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 | | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 延長することができる時間数 | | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 |
| | | | | | | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 (任意) | | 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 | 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意) | |
| 自社及び諸員先企業におけるトラブルや一時的な業務の集中 | 人事・労務管理 | 1人 | 時間 分 | 時間 分 | 6回 | 80時間 0分 | 時間 分 | 25% 60時間超50% | 720時間 0分 | 時間 分 | 25% |
| 諸求書作成や決算など一時的な業務の集中 | 経理事務 | 3人 | 時間 分 | 時間 分 | 6回 | 80時間 0分 | 時間 分 | 25% 60時間超50% | 720時間 0分 | 時間 分 | 25% |
| 一時的な受注の集中、突発的なトラブル時の送迎対応 | 従業員の送迎 | 6人 | 時間 分 | 時間 分 | 6回 | 80時間 0分 | 時間 分 | 25% 60時間超50% | 720時間 0分 | 時間 分 | 25% |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | 通告 | 労働者代表に事前通知 | | | | | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | (該当する番号) <input checked="" type="checkbox"/> ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 <input type="checkbox"/> ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 <input type="checkbox"/> ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 <input type="checkbox"/> ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 <input type="checkbox"/> ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 <input type="checkbox"/> ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 <input type="checkbox"/> ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他 | | | | | | | (具体的内容) 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。 | | | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) | | | | | | | | | | | |

協定の成立年月日 令和7年2月5日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

職名 社員
又は労働者の過半数を代表する者の氏名 福島 真佐道

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 (投票) 信任投票による選出

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和7年2月5日

大津 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

受付
令和7年2月13日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

| | | | | | | |
|--------|---------------|---------|----------|----------------|------------|----------|
| 労働保険番号 | 25 都道府県 | 1 所掌 | 01 管轄 | 009558 基幹番号 | 000 扶番号 | 被一括事業場番号 |
| 法人番号 | 2130001032655 | | | | | |

様式第9号の2 (第18条第1項関係)

| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 (電話番号) | 協定の有効期間 | | | | |
|---------|--|---|--|------------------------|-------------------------|---|---|
| | | | 【事業場外】 | | | | |
| 派遣業 | 株式会社ティー・エム・テックス R&Gスタッフ事業部 | (〒520 - 2144) 滋賀県大津市大堂1丁目17-5 電話 077 (543) 7170 | 令和7年3月11日 ~ 令和8年3月10日 [年 月 日 ~ 年 月 日] | | | | |
| 労働者派遣事業 | | | 延長することができる時間数 | | | | |
| | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 【事業場外】 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定労働時間 (1日) (任意) | 1日 法定労働時間を 超える時間数 | 1ヶ月(①については45時間まで、 ②については42時間まで) 法定労働時間を 超える時間数 | 1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 令和7年3月11日 (毎月日) 法定労働時間を 超える時間数 |
| 時間外労働 | 派遣社員の時間外就業の管理、教育 | 人事、労務管理、営業 | 3人 | 時間 分 [時間 分] | 8 時間 分 | 45時間 分 | 360時間 分 |
| | 物の製造、検査、運搬の納期ひっ迫、大規模なクレームへの対応 | 製造、検査、運搬 | 180人 | 時間 分 [時間 分] | 8 時間 分 | 45時間 分 | 360時間 分 |
| | 納期のひっ迫による資料作成 | 事務 | 2人 | 時間 分 [時間 分] | 8 時間 分 | 45時間 分 | 360時間 分 |
| | | | 人 | 時間 分 [時間 分] | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| 時間外労働 | | | 人 | 時間 分 [時間 分] | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | | 人 | 時間 分 [時間 分] | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | | 人 | 時間 分 [時間 分] | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | | 人 | 時間 分 [時間 分] | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| 休日労働 | 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 【事業場外】 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定休日 (任意) | 労働させることができる 法定休日の日数 | 労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻 | |
| | 物の製造、検査、運搬の納期ひっ迫、大規模なクレームへの対応派遣社員の時間外就業の管理 | 製造、検査、運搬、事務 | 182人 | | 1か月 4回 | 0時24分 ~ 0時0分 | |
| | 派遣社員の休日労働に伴う労務管理 | 労務管理、営業 | 3人 | | 1か月 4回 | 0時24分 ~ 0時0分 | |

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過してはならないこと。

受付
令和7年2月14日
大津労働基準監督署
(チェックボックスに蓋)

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 [事業場外] | 労働者数 (満18歳以上の者) | 1日 (任意) | | 1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。) | | | 1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。) | | |
|---|---|--------------------|------------------------------------|---------------------------|--|---|--------------------|------------------------------------|---------------------------|--------------------|
| | | | 延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。) | 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 |
| | | | | | | | | | | |
| 一時的な受注、納期の集中における派遣社員の管理、教育 | 業務管理営業 | 3人 | | | 6回 | 80時間 0分 | 25% 60時間超50% | 720時間 0分 | | 25% |
| 一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応 | 製造、検査、運搬 | 180人 | | | 6回 | 80時間 0分 | 25% 60時間超50% | 720時間 0分 | | 25% |
| 一時的な受注、納期の集中による資料作成 | 事務 | 2人 | | | 6回 | 80時間 0分 | 25% 60時間超50% | 720時間 0分 | | 25% |
| | | 人 | | | 回 | 時間 分 | % | 時間 分 | | % |
| | | 人 | | | 回 | 時間 分 | % | 時間 分 | | % |
| | | 人 | | | 回 | 時間 分 | % | 時間 分 | | % |
| | | 人 | | | 回 | 時間 分 | % | 時間 分 | | % |
| | | 人 | | | 回 | 時間 分 | % | 時間 分 | | % |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | 通告 | 労働者代表に事前通知 | | | | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | (該当する番号) <input checked="" type="checkbox"/> ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 <input type="checkbox"/> ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 <input type="checkbox"/> ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 <input type="checkbox"/> ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 <input type="checkbox"/> ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 <input type="checkbox"/> ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 <input type="checkbox"/> ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他 | | | | | | | (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 | | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) | | | | | | | | | | |

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 5 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

職名 社員
又は労働者の過半数を代表する者の氏名 福島 真佐道

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 (投票) 信任投票による選出

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 7 年 2 月 5 日

大津 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

受付
令和 7 年 2 月 14 日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

| | |
|--------|---|
| 労働保険番号 | 25101009558000 <small>都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号</small> |
| 法人番号 | 2130001032655 |

様式第9号の2（第16条第1項関係）

| 事業の種類 | | 事業の名称 | | | 事業の所在地（電話番号） | | | | 協定の有効期間 | |
|--|--|-------------------------|-------------|--------------------|---|---------------|--------------------------------|---------------------------------|------------------------------|---------------|
| 労働者派遣事業 | | ㈱ディーエム・テックス R&G スタッフ事業部 | | | (〒 520—2144) 滋賀県大津市大萱1丁目17-5 (電話番号： 077- 543 -7170) | | | | 令和7年3月11日 から1年間 | |
| 時間外労働 | ① 下記②に該当しない労働者 | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定労働時間 (1日) (任意) | 延長することができる時間数 | | | | |
| | | | | | | 1日 | 1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで) | 1年(①については360時間まで、②については320時間まで) | 起算日 (年月日) | 令和7年3月11日 |
| | | | | | | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 (任意) | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 (任意) | 法定労働時間を超える時間数 |
| | ② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者 | | | | | | | | | |
| 休日労働 | 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定休日 (任意) | | 労働させることができる法定休日の日数 | | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 | |
| | 物の製造、検査、運搬の納期のひっ迫 大規模なクレームへの対応派遣社員の時間外就業の管理 | | 製造、検査、運搬、事務 | 182人 | | | 1カ月に4日 | | 0:00~24:00 | |
| | 派遣社員の休日労働に伴う労務管理 | | 労務管理、営業 | 3人 | | | 1か月に4日 | | 0:00~24:00 | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) | | | | | | | | | | |

受付
令和7年2月14日
大津労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

| 臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合 | 業務の種類 | 労働者数 (4人以上) (以上の者) | 1日 (任意) | | 1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。) | | | 1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。) | | | |
|--|------------------|--------------------------|-------------------|---------------------------|--|-----------------------------|---------------------|-------------------------------------|---------------------------|---------------------|-----|
| | | | 延長することができる時間数 | | 限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。) | 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 | 限度時間を超過した労働に係る割増賃金率 | 延長することができる時間数 | | 限度時間を超過した労働に係る割増賃金率 | |
| | | | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | | | | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | | |
| 一時的な受注、納期の集中時における派遣社員の管理、教育 | 労務管理営業 | 3人 | | | 6回 | 80時間 | | 25% (60時間超 50%) | 720時間 | | 25% |
| 一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応 | 製造、検査、運搬 | 180人 | | | 6回 | 80時間 | | 25% (60時間超 50%) | 720時間 | | 25% |
| 一時的な受注や納期の集中による資料作成 | 事務 | 2人 | | | 6回 | 80時間 | | 25% (60時間超 50%) | 720時間 | | 25% |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 限度時間を超過して労働させる場合における手続 | 労働者代表者に対する事前申し入れ | | | | | | | | | | |
| 限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | (該当する番号) | (具体的内容) | | | | | | | | | |
| | ① ⑨ | 対象労働者への医師による面接指導の実施 | | | | | | | | | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) | | | | | | | | | | | |

協定の成立年月日 令和7年 2月 5日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 社員
氏名 福島 真佐道 

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出されたことに基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和7年 2月 5日

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太 

大津 労働基準監督署長殿

受付
令和7年2月14日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

| | | | | | | |
|--------|---------------|---------|----------|----------------|------------|--------------|
| 労働保険番号 | 25 都道府県 | 1 所掌 | 01 管轄 | 009558 基幹番号 | 000 扶番号 | 被一括事業場番号 |
| 法人番号 | 2130001032655 | | | | | |

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地 (電話番号) | 協定の有効期間 | | | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|---|-----------------------------|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|---------------------------|--|--|-------------------|---------------------------|
| | | | 【事業場外】 | | | | | | | | |
| 派遣業 | 株式会社ティー・エム・テックス R&Gスタッフ事業部 (AKT) | (〒520 - 2144) 滋賀県大津市大堂1丁目17-5 電話 077 (543) 7170 | 令和 7年 3月 11日 ~ 令和 8年 3月 10日 | | 令和 7年 3月 11日 ~ 令和 8年 3月 10日 | | | | | | |
| 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 【事業場外】 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定労働時間 (1日) (任意) | 延長することができる時間数 | | | | | | | |
| | | | | 1日 | | 1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで) | | 1年(③については360時間まで、④については320時間まで) (年単位) | | 起算日 令和 7年 3月 11日 | |
| | | | | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) |
| ① 下記②に 該当しない労働者 | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | 人 | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| ② 1年単位 の変形労働時間 制により労働 する労働者 | その他(事由不明を含む。) | 生産工程従事者 ガラスの切断・加工 | 時間 分 時間 分 | 8 時間 分 | 時間 分 | 42時間 分 | 時間 分 | 320時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | 納期の逼迫、臨時の生産量の増大 | | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| | | | 時間 分 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 | 時間 分 |
| 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 【事業場外】 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 所定休日 (任意) | 労働させることができる 法定休日の日数 | 労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻 | | | | | | |
| | | | | | その他(事由不明を含む。) | 生産工程従事者 ガラスの切断・加工・検査 | 13人 | 1か月 | 8 時 17 時 30 分 ~ 30 分 6-15 14:30-23:30 22-7 | | |
| | | | | | 臨時の業務が入った場合 | | 人 | 4回 | 時 分 ~ 時 分 | | |

受付
令和 7年 2月 18日
大津労働基準監督署
(チェックボックスに蓋)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過してはならない。

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 [事業場外] | 労働者数 (満18歳以上の者) | 1日 (任意) | | 1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。) | | | 1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。) | | | |
|---|---|--------------------|------------------------------------|---------------------------|--|---|--------------------|---------------------------------|-----------------------|--------------------|--------------|
| | | | 延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数 | 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 限度時間を超えて労働させることができる回数 (5回以内に限る。) | 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 延長することができる時間数 | 法定労働時間を超える時間数 (任意) | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | |
| | | | | | | | | | | | 起算日 (年月日) |
| その他(事由不明を含む。) 一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応 | 生産工程従事者 切断加工・検査 | 13人 | 時間 分 | 時間 分 | 6回 | 80時間 0分 | 時間 分 | 25% 60時間超50% | 720時間 0分 | 時間 分 | 25% |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| | | 人 | 時間 分 | 時間 分 | 回 | 時間 分 | 時間 分 | % | 時間 分 | 時間 分 | % |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | 通告 | 労働者代表に事前通知 | | | | | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | (該当する番号) <input checked="" type="checkbox"/> ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 <input type="checkbox"/> ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 <input type="checkbox"/> ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 <input type="checkbox"/> ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 <input type="checkbox"/> ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 <input type="checkbox"/> ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 <input type="checkbox"/> ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他 | | | | | | | (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 | | | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) | | | | | | | | | | | |

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 18 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

職名 社員
又は労働者の過半数を代表する者の氏名 福島 真佐道

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 (投票) 信任投票による選出

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 7 年 2 月 18 日

大津 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

受付
令和 7 年 2 月 18 日
大津労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳以上の者) | 1日 (任意) | | 1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。) | | | 1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。) | | |
|--|------------------|---------------------|---------------|-----------------------|--|-------------------------|--------------------|---------------------------------|-----------------------|--------------------|
| | | | 延長することができる時間数 | | 限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。) | 延長することができる時間数及び休日労働の時間数 | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 延長することができる時間数 | | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 |
| | | | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 (任意) | | | | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数 (任意) | |
| 一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応 | 切断加工・検査 | 13人 | | | 6回 | 80時間 | 25% (60時間超50%) | 720時間 | | 25% |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | 労働者代表者に対する事前申し入れ | | | | | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | (該当する番号) | (具体的内容) | | | | | | | | |
| | ① ⑨ | 対象労働者への医師による面接指導の実施 | | | | | | | | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック) | | | | | | | | | | |

協定の成立年月日 令和7年 2月 18日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 社員
氏名 福島真佐道 

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施する投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和7年 2月 18日

使用者 職名
氏名

代表取締役 松岡 

受付
令和7年2月18日

大津 労働基準監督署長殿

大津労働基準監督署

様式第4号 (第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

| | | | | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------|------------------------------|
| 事業の種類 | 事業の名称 | | 事業の所在地 (電話番号) | | 常時使用する労働者数 |
| 労働者派遣事業 | 株式会社ディーエム・テックス R&Gスタッフ事業部 (AKT) | | 滋賀県大津市大萱1丁目17-5 (077-543-7170) | | 13人 |
| 該当労働者数 (満18歳未満の者) | 対象期間及び特定期間 (起算日) | | | 対象期間中の1週間の平均労働時間数 | 協定の有効期間 |
| 13人 (0人) | 対象期間 | ○期間 令和 年 月 日より | | 40時間 00分 | ●期間 令和 7 年 3 月 11 日より 1 年 |
| | | ●期日 令和 7 年 3 月 11 日～ 令和 8 年 3 月 10 日 | | | ○期日 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 |
| 労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者) | 8時間 00分 (時間 分) | 労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者) | 48時間 00分 (時間 分) | 対象期間中の総労働日数 | 257日 |
| 労働時間が48時間を超える週の最長連続週数 | 0週 | | 対象期間中の最も長い連続労働日数 | 6日間 | |
| 対象期間中の労働時間が48時間を超える週数 | 0週 | | 特定期間中の最も長い連続労働日数 | 日間 | |
| 旧協定の対象期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和 6 年 4 月 1 日より 1 年 <input type="checkbox"/> 期日 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日 | | 旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数 | 8時間 00分 | |
| 旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数 | 48時間 00分 | | 旧協定の対象期間中の総労働日数 | 257日 | |

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 18 日

協定の当事者である労働組合の名称

又は 労働者の過半数を代表する者の
職名 社員
氏名 福島 真佐道

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (信任投票による選出)

- 〇上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
- 〇上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 7 年 2 月 18 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

大津 労働基準監督署長殿



1年単位の变形労働時間制に関する協定届

| | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地(電話番号) | | 常時使用する労働者数 |
| 労働者派遣事業 | (株)ティーエム・テックス R&Gスタッフ事業部(AKT) | 滋賀県大津市堅田二丁目1-5 | | 13人 |
| 該当労働者数 (満18歳未満の者) | 対象期間及び特定期間 (起算日) | 対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日 | 対象期間中の1週間の平均労働 時間数 | 協定の有効期間 |
| 13人 (0人) | 令和7年3月11日から令和8年3月10日 (令和7年3月11日) | (別紙) | 40時間00分 | 令和7年3月11日から 令和8年3月10日 |
| 労働時間が最も長い日の 労働時間数 (満18歳未満の者) | 8時間00分 (時間分) | 労働時間が最も長い週の 労働時間数 (満18歳未満の者) | 48時間00分 (時間分) | 対象期間中の 総労働日数 |
| 労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数 | 0週 | 対象期間中の最も長い連続労働日数 | 6日間 | |
| 対象期間中の労働時間が48時間を超 える週数 | 0週 | 特定期間中の最も長い連続労働日数 | 日間 | |

| | | | |
|--------------------------|--------------|--------------------------|--------|
| 旧協定の対象期間 | 令和6年4月1日から1年 | 旧協定の労働時間が最も長い日の労働 時間数 | 8時間00分 |
| 旧協定の労働時間が最も長い週の労働 時間数 | 48時間00分 | 旧協定の対象期間中の総労働日数 | 257日 |

協定の成立年月日 令和7年 2月 18日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 社員
氏名 福島真佐道 

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和7年 2月 18日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡敬太 

大津 労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に变形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該变形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者を選定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがなされていない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

受付
令和7年2月19日
大津労働基準監督署

労 使 協 定

株式会社ティエム・テックスR&Gスタッフ事業部 と 従業員代表とは、1年単位の變形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

第1条 株式会社ティエム・テックスR&Gスタッフ事業所の令和7年3月11日から令和8年3月10日までの1年間の勤務時間については、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 前条の期間中における各日の所定労働時間は8時間00分とし、勤務時間は下記の通りの交替制とする。

- イ. 午前 8時30分より午後 5時30分まで
（休憩時間は45分と15分を連続しない形で設定 合計60分）
- ロ. 午前 6時00分より午後 3時00分まで
（休憩時間は45分と15分を連続しない形で設定 合計60分）
- ハ. 午後 2時30分より午後 11時30分まで
（休憩時間は45分と15分を連続しない形で設定 合計60分）
- ニ. 午後 10時00分より午前 7時00分まで
（休憩時間は45分と15分を連続しない形で設定 合計60分）

第3条 第1条の期間中における休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。

第4条 第2条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、労働基準法に基づき、時間外手当を支払う。

第5条 第1条の期間の途中で入社する者及び退職または休職することが明らかで、当該従業員が本協定のもとで労働した期間を平均して1週当たり40時間を超えた場合は、その超えた時間については労働基準法に基づき割増賃金を支払う。

第6条 妊娠中または産後1年以内の女子従業員が請求した場合は、本協定はその女子従業員には適用しない。

第7条 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者、その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

第8条 本協定の有効期間は、令和7年3月11日より令和8年3月10日までとする。

令和7年2月18日

受 付

令和7年2月19日

大津労働基準監督署



(事業場名) 株式会社ティエム・テックス
代表取締役 松岡 敬太



福島 真佐道

従業員代表

2025年度 事業所カレンダー

事業所名 株式会社AKI

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| 2025年 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 3月 | | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 出勤 15日 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 休日 6日 | 31 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 4月 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 出勤 22日 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 休日 8日 | 28 | 29 | 30 | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 5月 | | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 出勤 21日 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 休日 10日 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 6月 | | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 出勤 21日 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 休日 9日 | 30 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 7月 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 出勤 23日 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 休日 8日 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 8月 | | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 出勤 21日 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 休日 10日 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 9月 | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 出勤 21日 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 休日 9日 | 29 | 30 | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 10月 | | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 出勤 23日 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| 休日 8日 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 11月 | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| 出勤 20日 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| 休日 10日 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 12月 | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 出勤 22日 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 休日 9日 | 29 | 30 | 31 | | | | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| 2026年 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 1月 | | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 出勤 21日 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 休日 10日 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

| | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 2月 | | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 出勤 20日 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 休日 8日 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | |

| | | | | | | | |
|-------|---|----|---|---|---|---|---|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 3月 | | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 出勤 7日 | 9 | 10 | | | | | |
| 休日 3日 | | | | | | | |

令和7年2月19日
 受付
 大津労働基準監督署

| | | | | |
|----|--------|-------------|------|-----------|
| 区分 | 労働時間/日 | 対象期間 | 稼働日数 | 総勤務時間 |
| 年間 | 8時間00分 | 3月11日～3月10日 | 257日 | 2056時間00分 |